

講義ノート25

財政学

アベノミクスと財政再建

アベノミクスと財政再建

× 二つの財政再建

➤ 構造的改革による財政再建

✓ 消費税等の増税・歳出のカット＝「第4の矢」？

➤ 経済成長による「自律的」財政再建

✓ 税収の「自然増収」による財政赤字の縮減・解消

× アベノミクスは経済成長に期待？

➤ 増税・歳出カットは却って景気回復・経済成長を損なう？

➤ 問われるのは、「望ましき」ではなく、赤字を解消するだけの高い経済成長の「実現性」

アベノミクスと財政再建（その2）

✕ ドーマー条件=財政が持続可能（財政破たんしない）ためには公債（政府の借金残高）の増加率が経済の成長率を超えない

⇒基礎的財政収支の対GDP比、（金利－成長率）と公債残高（対GDP比）の関係に依存

➤ 与謝野(吉川)・竹中論争=金利と成長率の関係

s = 基礎的財政収支

ドーマー条件 $g \equiv \frac{\Delta Y}{Y} \geq \frac{\Delta B}{B} = \frac{rB - (T - G)}{B} = r - \frac{Y}{B} \frac{s}{Y}$



$\frac{s}{Y} \geq \frac{B}{Y} (r - g)$ 金利・成長率ギャップ

基礎的財政収支と公債残高

$$\Delta \frac{B}{Y} \propto \frac{\Delta B}{B} - \frac{\Delta Y}{Y} = \left(\frac{rB - (t - g)}{B} - g \right) = -\frac{1}{B/Y} \frac{s}{Y} + (r - g)$$



公債の対GDP比=B/Yを60%まで引き下げ

経済成長と金利

- ✦ 財政再建に必要な収支改善努力(=基礎的財政収支GDP比)は金利と経済成長の関係に大きく依存

長期金利 名目 成長率	3%	4%	5%
2%	2%程度 の黒字	2%以上 の黒字 (3)	3%超の 黒字
3%	小幅な 黒字	2%程度 の黒字 (1)	2%以上 の黒字
4%	均衡で 十分 (4)	小幅な 黒字 (2)	2%程度 の黒字

より厳しい環境
(大きな黒字が必要)

(注) この分析では、金利、成長率を財政収支と独立に設定しているが、財政赤字の下ではリスクプレミアムが増大し、金利が上昇するなど財政収支の動向は金利、成長率に影響を及ぼすことに留意が必要。

長期金利 = 名目成長率+2%

長期金利 = 名目成長率+1%

長期金利 = 名目成長率

より楽な環境
(小さな黒字で十分)

経済成長と金利（その2）

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2020年度 (平成32年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)
--	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

経済再生ケース

名目GDP成長率	(0.3)	(2.6)	(3.1)	(3.7)	(3.9)	(3.5)	(3.6)	(3.6)	(3.5)
名目GDP	474.8	487.3	502.6	521.2	541.5	560.5	620.7	665.9	689.3
名目長期金利	(0.8)	(1.1)	(1.4)	(2.3)	(2.7)	(3.0)	(4.2)	(4.8)	(5.0)

(参考ケース)

名目GDP成長率	(0.3)	(2.6)	(3.1)	(2.3)	(2.2)	(1.6)	(1.8)	(1.8)	(1.8)
名目GDP	474.8	487.3	502.6	514.1	525.2	533.8	561.7	582.1	592.5
名目長期金利	(0.8)	(1.1)	(1.4)	(1.8)	(2.2)	(2.3)	(2.9)	(3.2)	(3.4)

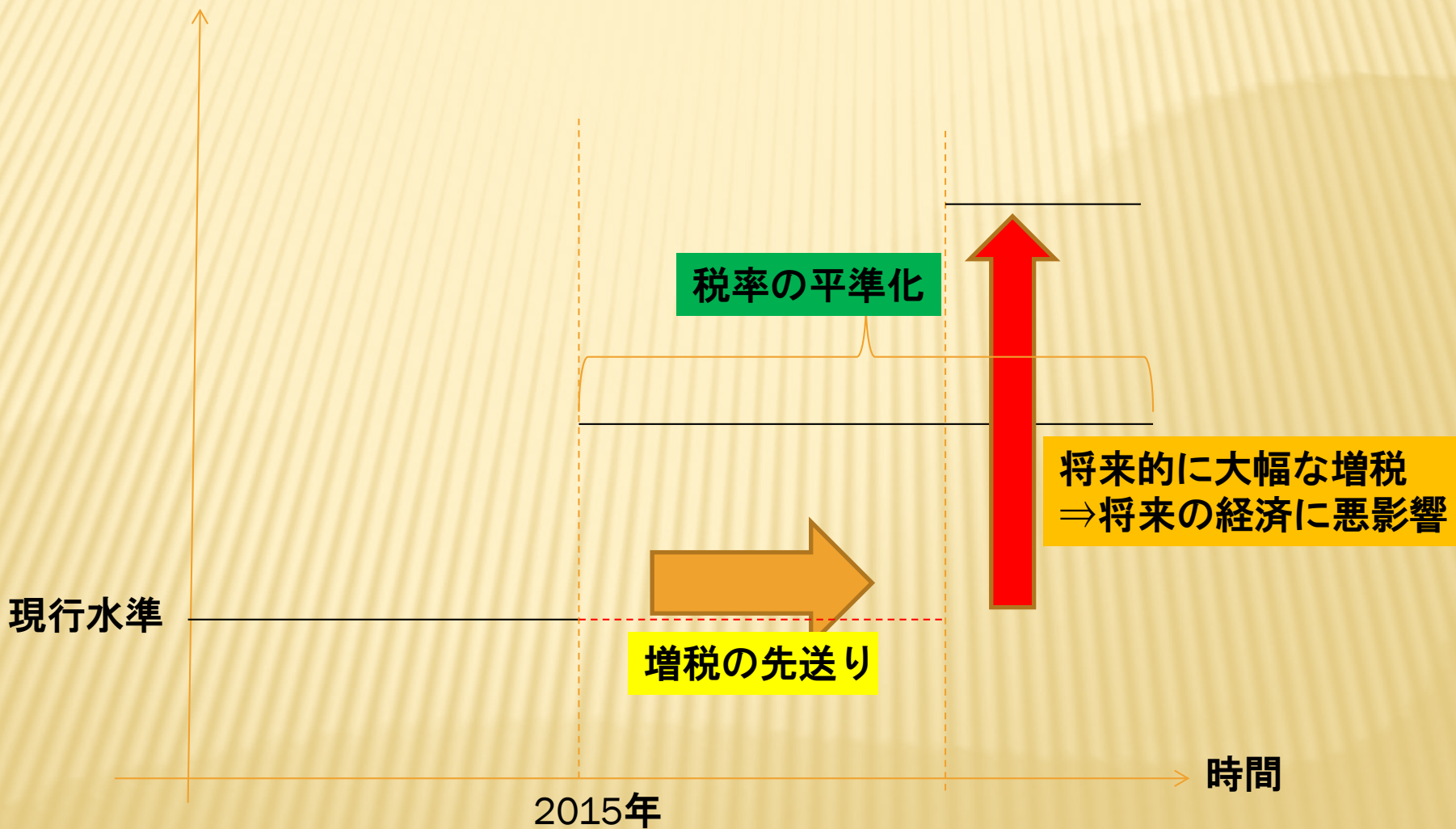
出所：中長期財政に関する試算（内閣府（平成25年8月8日））

消費税増税を巡る賛否両論

視点	賛成論	反対論
景気（マクロ経済）への影響	課税の平準化 ＝将来的な大規模な増税を回避することで経済へのマイナス影響を緩和・平準化	政府が進めるデフレ脱却（アベノミクス）が腰折れの懸念
財政の持続可能性への効果	財政（基礎的財政収支）赤字の縮小に繋がる	景気が悪化すれば、税収も落ち込むため、財政は一層悪化しかねない（例：1997年の経験）

課税の平準化

(消費) 税率



増税は経済成長に悪影響？

	成長重視派	財政再建派
財政赤字	デフレ不況の結果 ⇒景気回復で縮減可能	高齢化等、構造的要因
増税	現在の景気回復を阻害 ⇒増税で却って財政は悪化	現在、増税しなければ将来的に大規模な増税を強いられる ⇒将来の経済成長・景気にマイナス
経済成長	景気回復から中長期の経済成長につなげることは可能 (「良い均衡」へのシフト)	構造改革を伴っても財政赤字を解消するほどの高い経済成長は困難

財政赤字の経済分析

財政赤字を巡る議論

× 財政赤字は問題か？

① 内国債自体は国民が国民自身に対して負っている
借金

⇒国内から資源が失われたわけではない。

② リカード・バローの等価定理＝財政赤字（現在の減税）は将来の増税を見越した民間貯蓄の増加で相殺

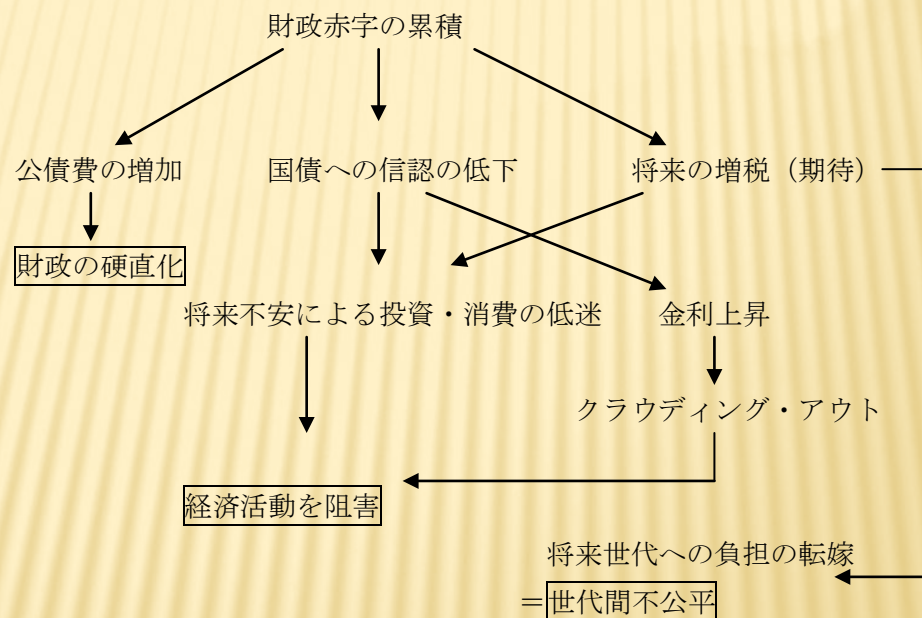
⇒実体経済に影響しない

③財政当局＝財政赤字は金利の上昇・財政の硬直化、将来世代への負担の転嫁をもたらす

⇒経済成長に悪影響

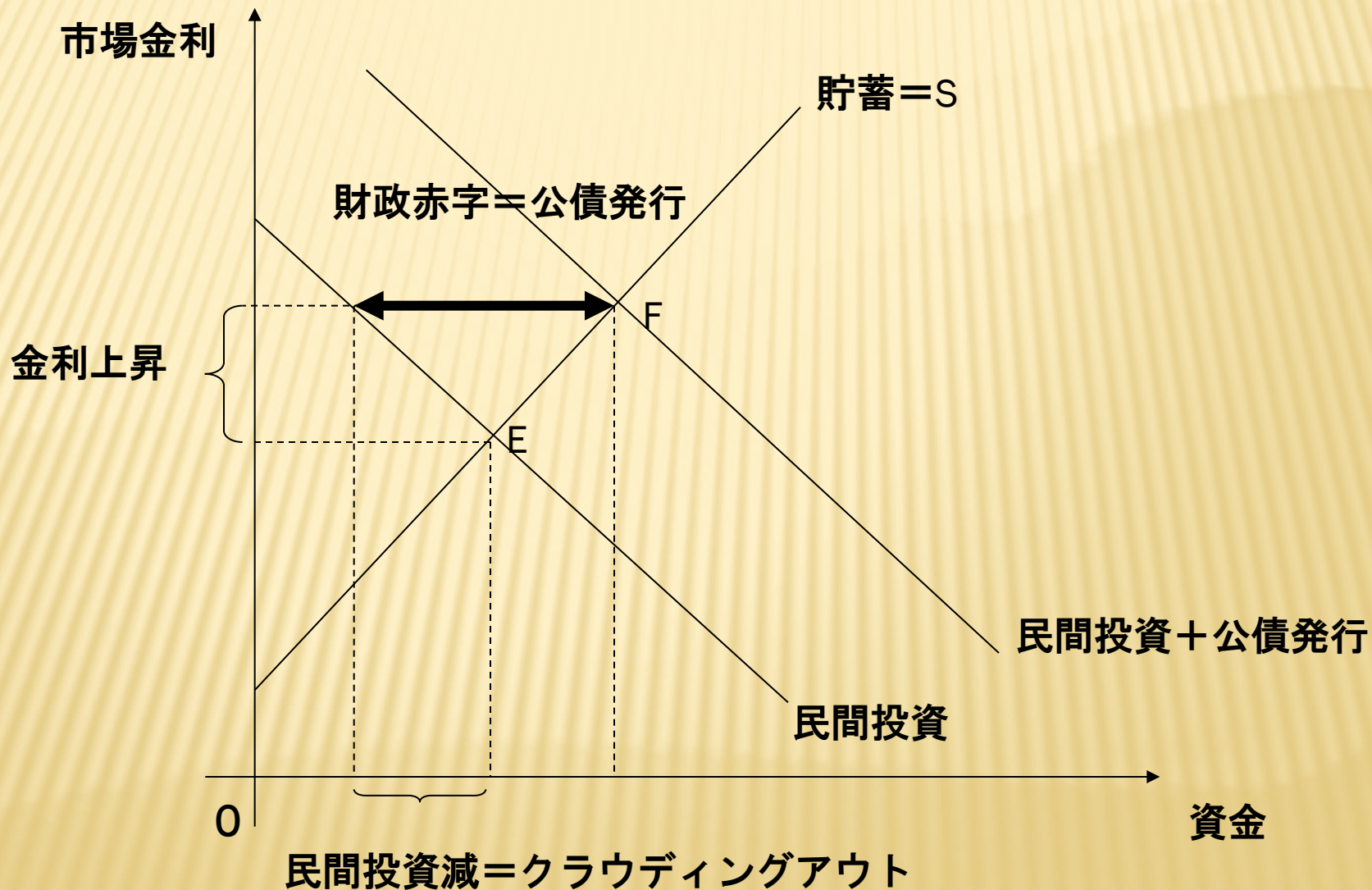
財政赤字は何故望ましくないのか？

図 2. 1: 財政赤字の影響



(出所) 財務省ホームページの資料を若干改定

クラウドディングアウト



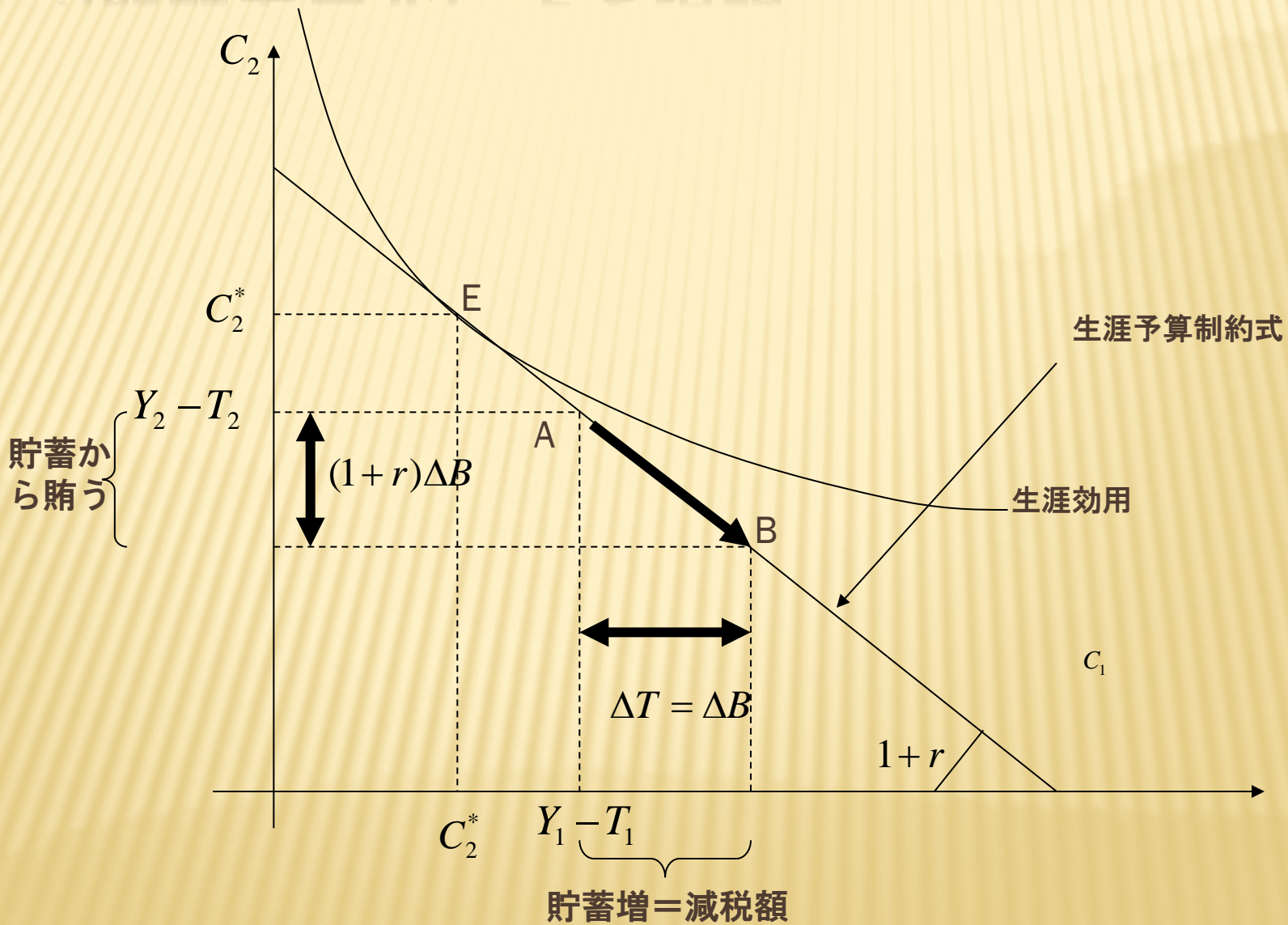
財政赤字を巡る議論

- × 財政再建は「パレート改善」か？
- × 財政再建には増税、補助金・給付カット等「痛み」が伴う
 - ⇒パレート改善ではない
 - ⇒現状は「効率的」？
 - ⇒問われるのは現状の「持続可能性」
- × 留意：パレート最適＝現行の実行可能な資源配分に対して、パレート改善する（他の個人の厚生を損なうことなく少なくとも一人の厚生を増進する）実行可能な資源配分が他に存在しない。
 - ⇒実行可能（持続可能）な資源配分間で比較

リカード・バローの等価定理

- × 現在、財政赤字を出して減税を行うとする⇒将来の増税を予期する納税者（＝代表的個人）は将来増税に備えて、減税分を貯蓄に回す⇒個人の消費選択に変化なし
- × 民間の貯蓄増＝減税分＝財政赤字＝公債増
- × 財政赤字は①市場利子率の上昇や②民間投資のクラウディングアウト効果をもたらさない
 - ⇒リカードの等価定理＝財政赤字は实体经济に対して「中立的」

2期間モデルによる説明



リカード・バローの等価定理（その2）

× 等価定理の前提条件

— 課税は定額税⇒課税に伴う「超過負担」は考慮されない

— 「代表的家計」⇒現在、減税を享受する納税者が将来の増税を負担

— 政府の支出は一定⇒異なるのは課税のタイミング

$$T_1 + \frac{T_2}{1+r} = G_1 + \frac{G_2}{1+r}$$

× 政府の長期的予算制約式：

× リカードの等価定理の拡張

— 今期の財政赤字＝減税が将来世代への増税でもって元利償還⇒世代間移転

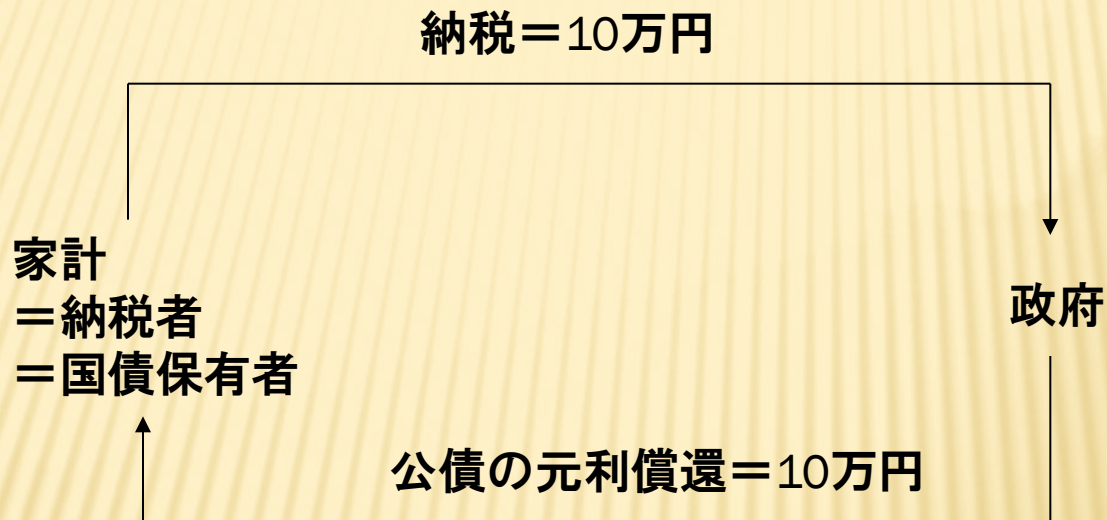
貯蓄と遺産動機（再論）

- × 2 期間モデル（ライフサイクルモデル）では遺産を無視
- × 貯蓄には将来の消費への「備え」だけでなく、自分の子供（次世代）への遺産の贈与も目的とするケースもあり。
- × 3つの遺産動機
 - 偶発的遺産：ライフサイクル仮説と寿命の不確実性
 - 利他的動機：「バローの中立命題」
 - 戦略的動機：契約と「家庭内生産・取引」
- × 利他的動機⇒親世代が子供世代の増税に備えて減税分を遺産に回す：減税＝財政赤字増＝民間貯蓄増＝次世代への遺産増＝「バローの等価定理」

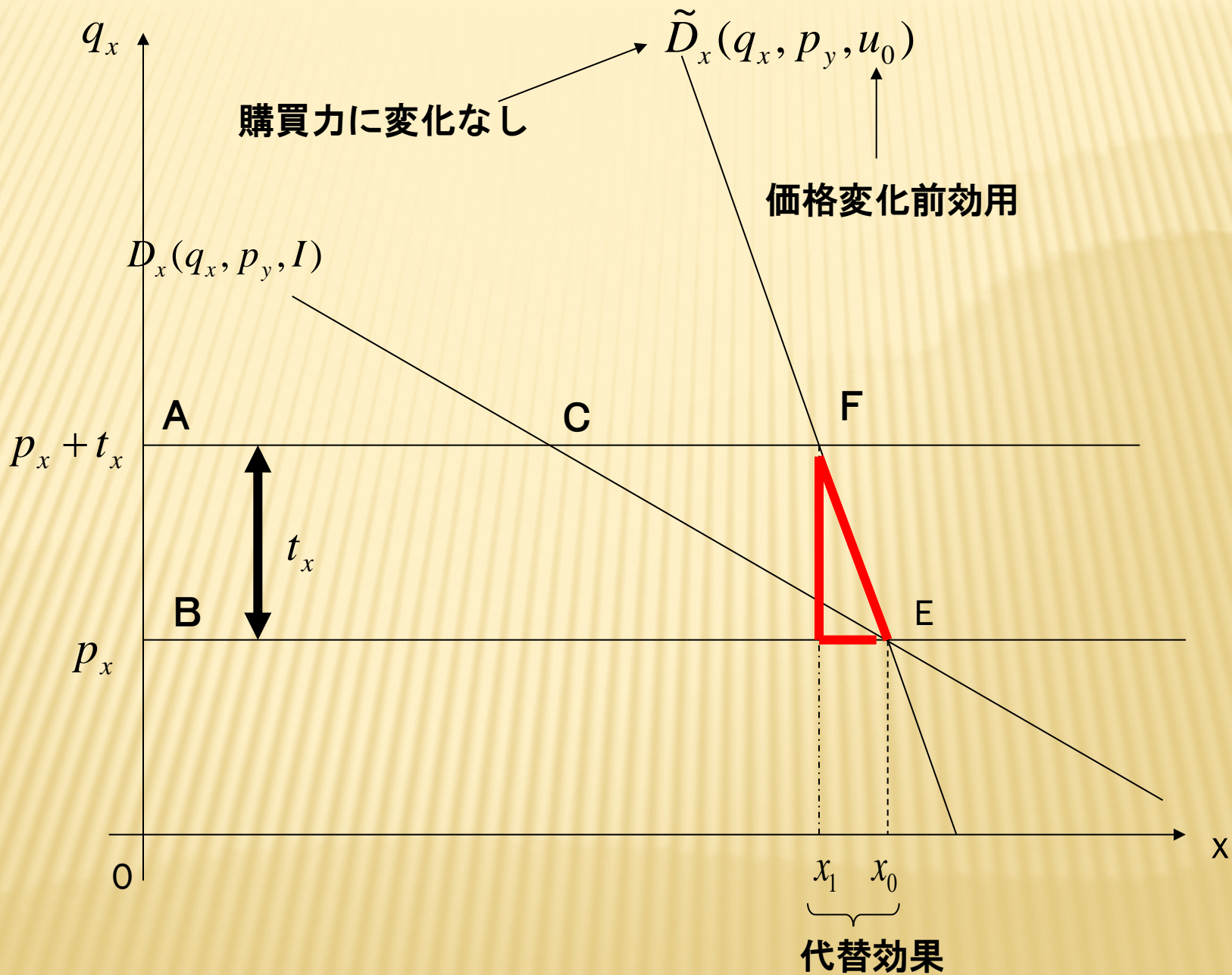
等価定理の含意

- × 財政赤字は問題ではない？⇒財政赤字による積極的財政政策を容認？
- × 財政赤字を出して減税しても、今期の消費は喚起されない
⇒減税分＝貯蓄増（次世代への遺産増）
- × 積極的財政政策はマクロ経済を喚起する効果もなし
- × 留意；財政赤字で公共支出を増やすと経済効果は異なる
- × 中立命題＝財政赤字を否定も肯定もしない

公債償還の経済コスト



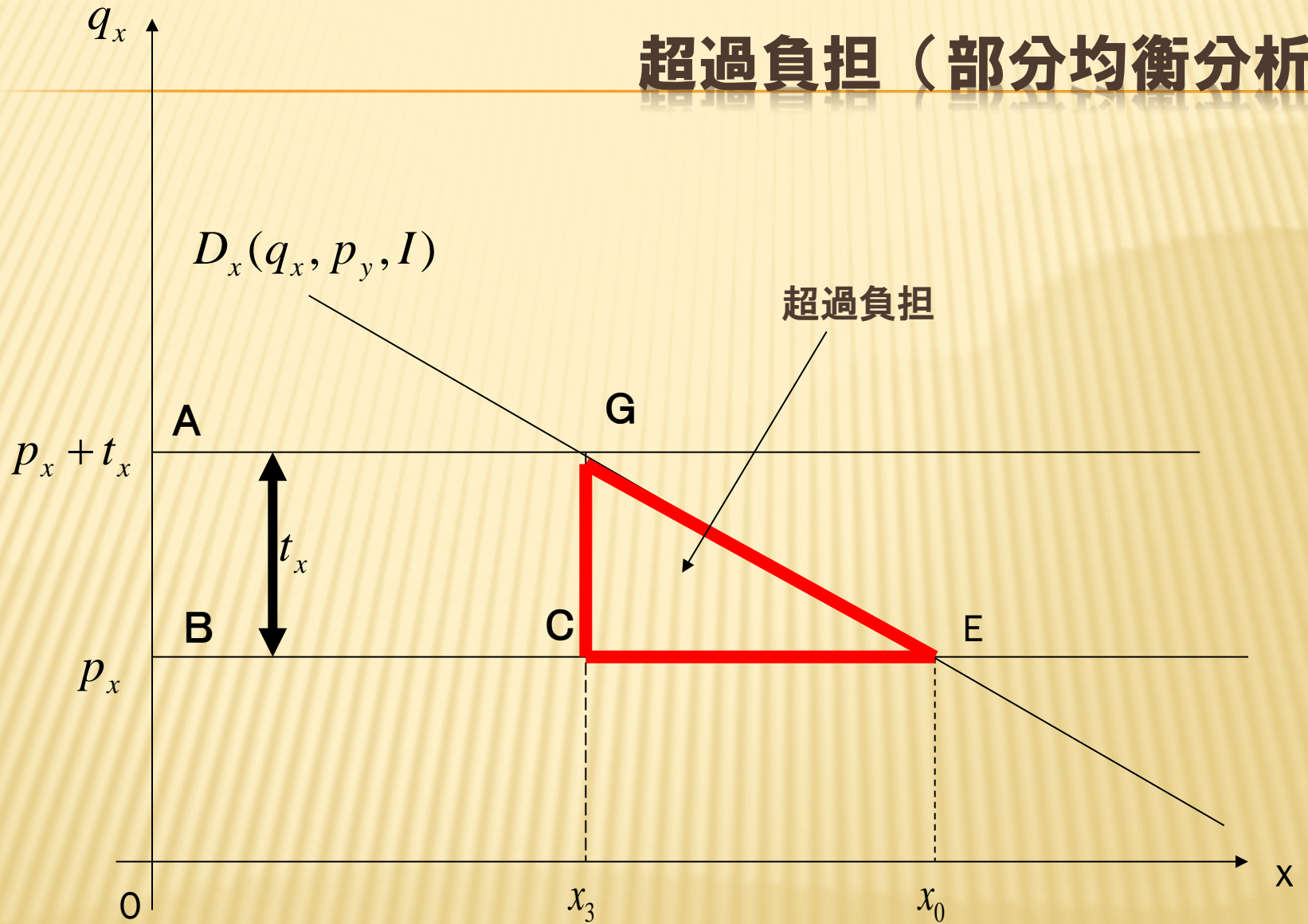
納税者の負担	10万円 (= 納税) + 超過負担
家計への所得移転	10万円
家計の購買力 = 所得効果	変化なし ⇒ 「右から左のポケットへのお金の移動」
ネットの経済(効率)ロス	超過負担 = 税に起因する代替効果分



課税の平準化

- × 財政赤字は出さない？⇒政府は均衡財政を強いられる
- × 一定の財源を賄うよう課税ベース（例：所得）の変動に応じて税率を調整：不況（好況）⇒課税ベース↓（↑）⇒税率↑（↓）⇒課税に伴う超過負担↑（↓）
- × 留意：超過負担＝税率＊課税ベースの縮小/2
- × ラムゼー・ルール＝異時点間に渡る超過負担の合計を最小化⇒各期の課税ベースの弾力性が同じならば税率の均一化＝「平準化」
- × 差額＝支出－税収は財政赤字でファイナンス⇒「長期的」には均衡財政

超過負擔（部分均衡分析）



ラムゼー・ルール：動学バージョン

- × 政府の長期的予算制約式の下で課税の異時点間に渡る「総費用」（超過費負担）
- × 短期的には財政赤字・黒字⇒長期的財政均衡

- × 必要条件（ラムゼー・ルール）：

$$MCPF_t^* = MCPF_{t+1}^*$$

$$\Leftrightarrow \frac{\tau_t}{1 + \tau_t} \varepsilon_t = \frac{\tau_{t+1}}{1 + \tau_{t+1}} \varepsilon_{t+1}$$

- × 課税の平準化： $\bar{\tau} = \tau_t = \tau_{t+1} \Leftrightarrow \varepsilon_t = \varepsilon_{t+1}$

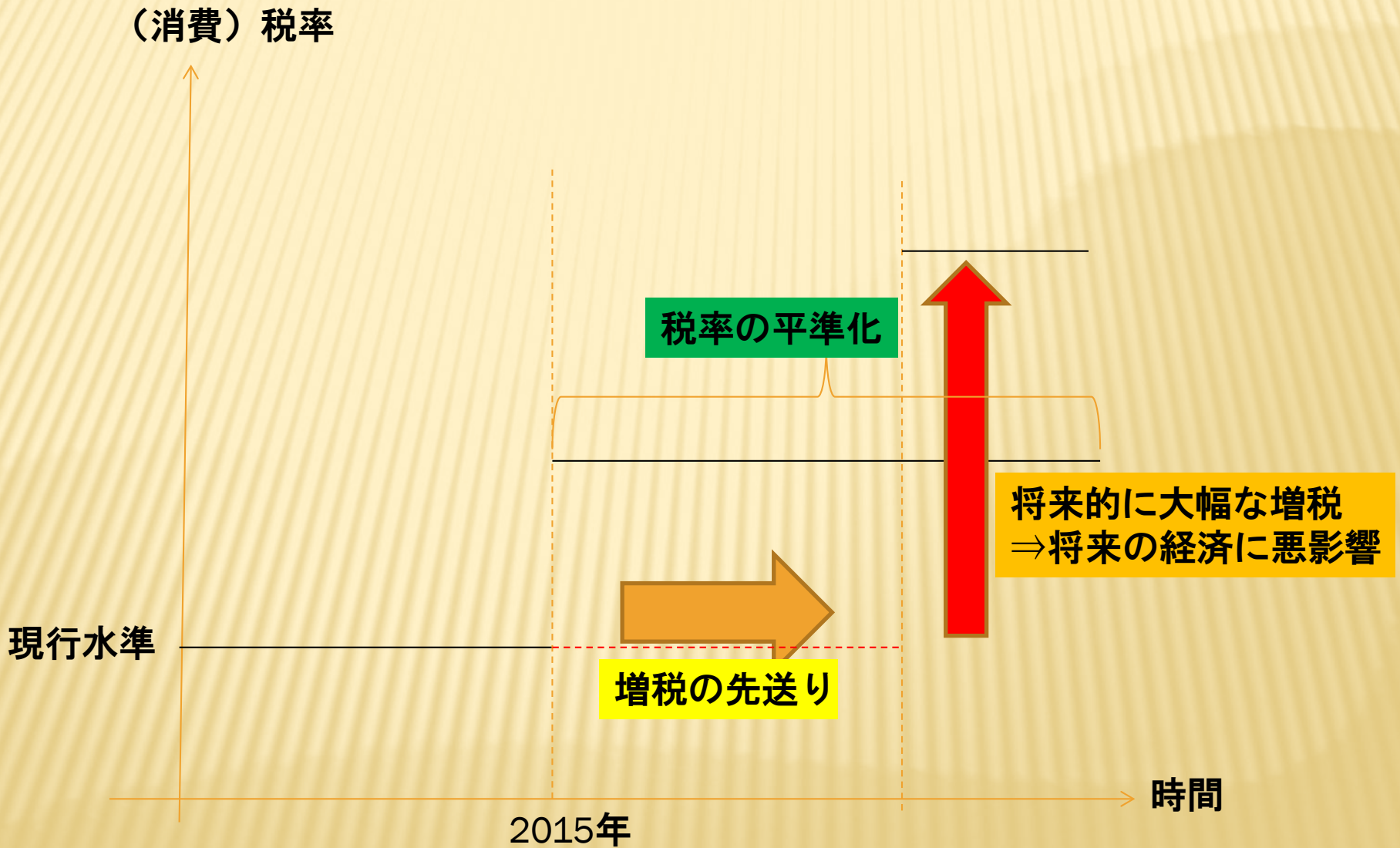
課税平準化の含意

	現在の税率
一時的支出増 ➤ 長期的な支出は一定	一定に維持 ➤ 差額は財政赤字で補てん⇒将来の財政黒字で解消
恒久的支出増 ➤ $G \uparrow$	将来の大幅な増税を避けるため早期に増税

$$\sum_t \frac{\tau_t x_t}{(1+r)^t} = \sum_t \frac{g_t}{(1+r)^t} \equiv G$$

平準化

課税の平準化



課税の平準化

- × 財政赤字は出さない？⇒政府は均衡財政を強いられる
- × 一定の財源を賄うよう課税ベース（例：所得）の変動に応じて税率を調整：不況（好況）⇒課税ベース↓
（↑）⇒税率↑（↓）⇒課税に伴う超過負担↑（↓）
- × 留意：超過負担＝税率＊課税ベースの縮小/2
- × ラムゼー・ルール＝異時点間に渡る超過負担の合計を最小化⇒各期の課税ベースの弾力性が同じならば税率の均一化＝「平準化」
- × 差額＝支出－税収は財政赤字でファイナンス⇒「長期的」には均衡財政

ラムゼー・ルール：動学バージョン

- × 政府の長期的予算制約式の下で課税の異時点間に渡る「総費用」
(超過費負担)

- × 必要条件（ラムゼー・ルール）：

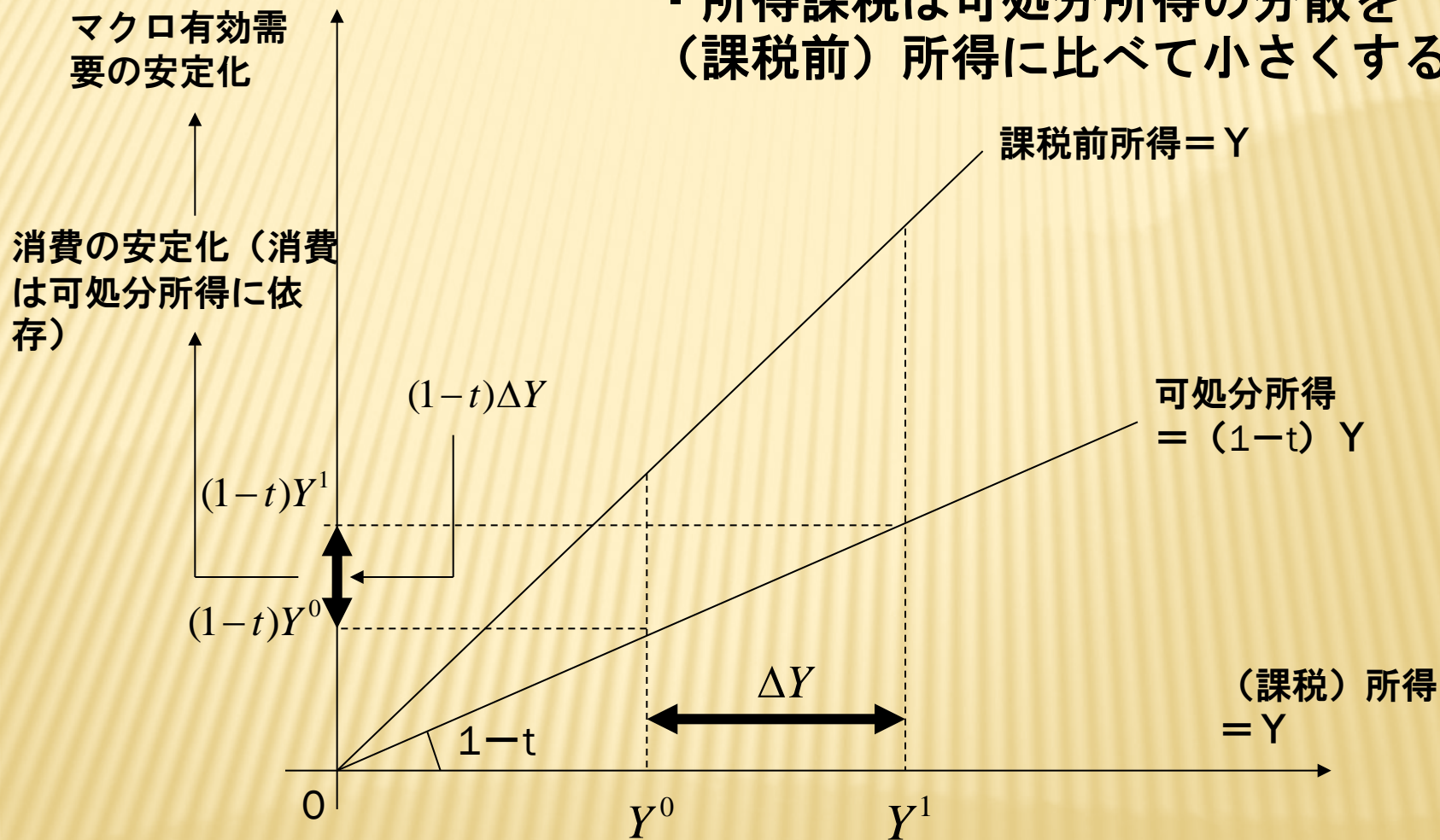
$$MCPF_t^* = MCPF_{t+1}^*$$

$$\Leftrightarrow \frac{\tau_t}{1 + \tau_t} \varepsilon_t = \frac{\tau_{t+1}}{1 + \tau_{t+1}} \varepsilon_{t+1}$$

- × 課税の平準化： $\bar{\tau} = \tau_t = \tau_{t+1} \quad \Leftrightarrow \varepsilon_t = \varepsilon_{t+1}$

参考：課税の「自動安定化機能」

- ・ 所得課税は可処分所得の分散を（課税前）所得に比べて小さくする



世代会計

寿命（例：80歳）

$$\sum_{s=2008}^{D+T} (1+r)^{-(s-2008)} (t_s^T - g_s^T)$$

現代世代のこれまでの
受益と負担

現代世代の将来
の受益と負担

T年生まれの世代の
s年の純税負担

時間

$$\sum_{s=T}^{2008} (1+r)^{2008-s} (t_s^T - g_s^T)$$

将来世代の将来の受益と負担

$$\sum_{s=T}^{D+T} (1+r)^{-(s-2008)} (t_s^T - g_s^T)$$

T年生まれ

2008年＝評価する時点



$$\sum_{s=T}^{2008} (1+r)^{2008-s} (t_s^T - g_s^T) + \sum_{s=2008}^{D+T} (1+r)^{-(s-2008)} (t_s^T - g_s^T) = N^T$$


T年生まれ現代世代の
生涯純税負担現在価値

$$\sum_{s=T}^{D+T} (1+r)^{-(s-2008)} (t_s^T - g_s^T) = N^T$$

T年生まれ将来世代の
生涯純税負担現在価値

世代会計

× 政府の長期的予算制約式

$$\sum_T N^T = B_{2008}$$


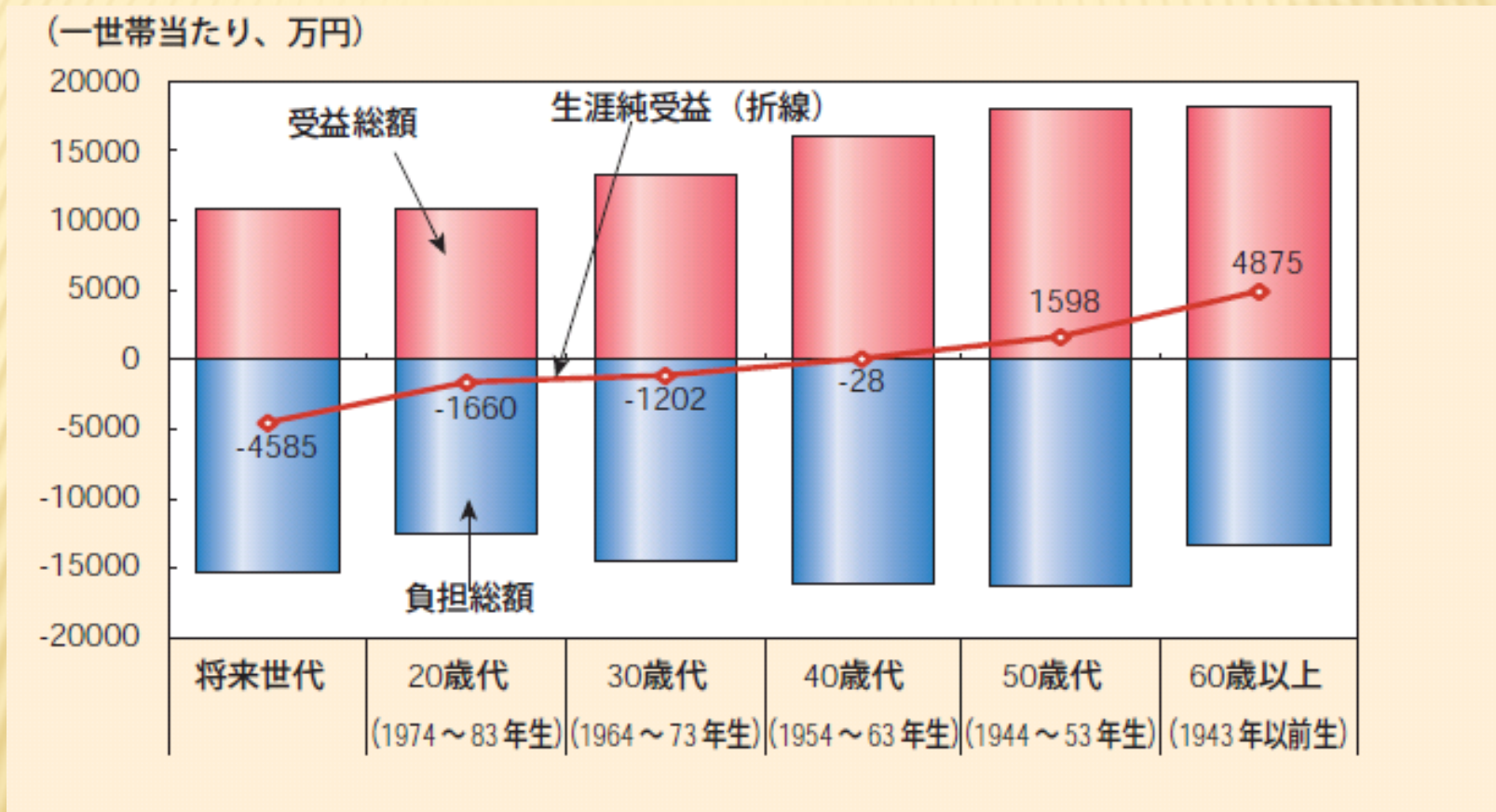
現存世代の将来純負担額の現在価値
+ 将来世代の将来純負担額の現在価値 = 政府の純負債額

× 仮定：財政破綻はない

× 現在世代の純税負担 ↓ ⇒ 将来世代の純税負担 ↑

× 世代間「ゼロサム・ゲーム」の様相

世代会計：



注：将来医療費の伸びは経済成長率と同程度と仮定

出所：経済財政白書（平成17年度版）

財政赤字はコントロールできるか？

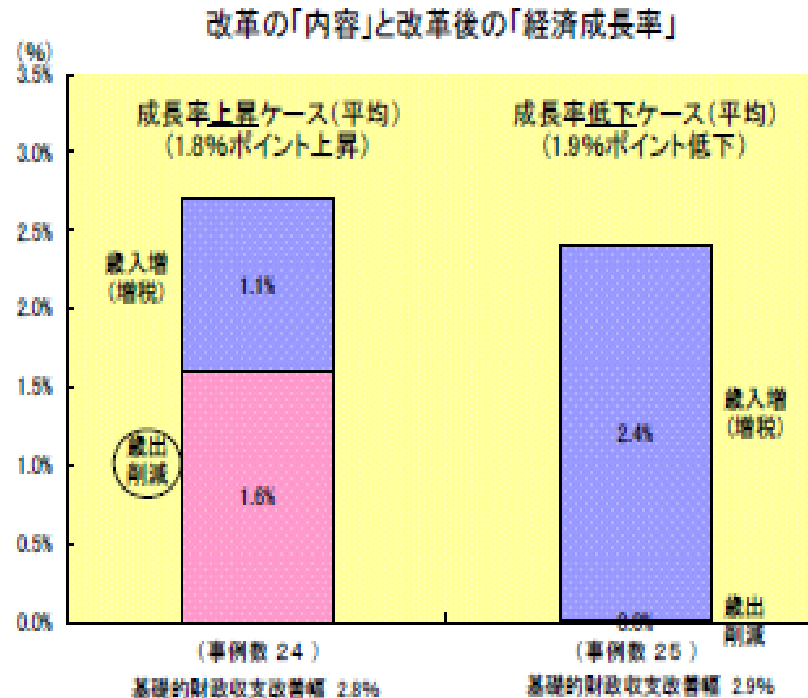
- × 「リカード・バローの等価定理」、 「課税の平準化」ともに財政の持続可能性を「仮定」
⇒政府の長期的予算制約＝収支均衡
- × 財政赤字の是正
 - －歳出の削減⇒どの公共サービスをカット？
 - －増税⇒どの税目を増税？
- × 政府は長期的な視点から財政運営を担っているか？
- × 財政赤字の是正に調整される財政変数（リカード・バローの等価定理であれば増税）について合意があるか？

諸外国の財政再建

	歳出面	歳入面
米国	<ul style="list-style-type: none">* cap(歳出上限の設定)や、pay-as-you-go(財源なくして増額措置等なし)の原則を導入* 国防費や社会保障費の抑制	<ul style="list-style-type: none">* 所得税、法人税、遺産税等の増税* 社会保険料の引上げ等
英国	<ul style="list-style-type: none">* 向こう3年間の公共支出の伸率上限の設定や民営化等の推進による歳出抑制* 財政規律の強化(公的部門の借入れは投資目的に限定等)	<ul style="list-style-type: none">* 付加価値税、個別間接税等の増税
独	<ul style="list-style-type: none">* 新規措置は同等の既存措置の削減を条件とする原則の導入* 社会保障費の抑制等による歳出抑制	<ul style="list-style-type: none">* 付加価値税、連帯付加税(所得税・法人税)、環境関連税等の増税
カナダ	<ul style="list-style-type: none">* 優先度の低い施策を削減・廃止し、より優先度の高い施策に財源を振り向ける取組を徹底* 州への連邦交付金制度の見直し、社会保障費の抑制	<ul style="list-style-type: none">* 法人税等の増税* 社会保険料の引上げ等

経験則 1 歳出削減なくして増税なし

経済活力を持続させ、収支改善を継続させるためにも、歳出削減を行い、「小さな政府」を目指すことが重要。



(出所) European Commission (2003) "Public Finances in EMU 2003" より作成。

(注1) 1970～2002年のEU各国の分析

(注2) 改革の事例とは、基礎的財政収支のGDP比が1年で2%以上改善、もしくは、2年続けて1.5%以上改善した事例。

(注3) 基礎的財政収支改善幅及び歳入増は景気変動調整後の数値。歳出削減については、景気変動調整後の数値が示されていないため、歳入増と歳出削減の和が基礎的財政収支の改善幅に一致しない。

OECD諸国の財政再建期間におけるプライマリーバランスの改善幅と改善要因

～各国では財政再建を歳出削減と歳入増ほぼ半々で達成～

短めのサンプル期間
(90年代以降が中心)

	プライマリーバランスの改善幅	歳出削減	歳入増 (景気循環要因による 自然増収分を除く)
米国 (92-98)	5.4	2.7	2.6
英国 (93-99)	7.1	3.8	2.6
カナダ (92-99)	7.9	6.7	0.6
ドイツ (79-85)	5.2	4.0	0.7
フランス (93-97)	3.4	0.9	1.8
イタリア (87-97)	9.9	-0.3 (歳出増)	8.6
アイルランド (80-94)	12.8	8.2	3.0
オーストラリア (93-99)	5.4	-0.1 (歳出増)	4.8
スウェーデン (93-98)	9.6	2.9	3.9
ノルウェー (92-00)	6.7	4.0	3.8
フィンランド (92-00)	7.1	4.9	2.3
ベルギー (92-98)	4.2	1.0	3.5
上記の国々の 平均値	7.6	3.5	3.6

注1: 一般政府ベース、景気循環要因を除いたプライマリーバランス。

注2: 国名の下に()内は財政再建期間。

出所: "OECD Economic Surveys :Japan" (2005年3月公表)より作成。

出所: 経済財政諮問会議
(平成18年6月26日)

財政赤字の政治経済学

財政赤字を巡る議論

× 財政赤字は「自律的」に是正されるか？

①規範モデル：財政の「経済安定化機能」の一環・「課税の平準化」の帰結

②公共選択モデル：民主主義における財政赤字と財政黒字の「非対称性」⇒「ばら撒き」により財政赤字が慢性化

③財政再建の「先送り」：利害当事者（ステイクホルダー）は財政の改善に貢献するよう自ら進んで権益（例：補助金）の削減するよりも、他の当事者が再建努力を行うことに「タダ乗り」⇒「共有地の悲劇」

政策決定過程

- × 公共部門は「利潤最大化」によって動機付けられてはいない≠社会厚生・福祉の最大化
- × 公共部門（国・地方）内のアクター＝意思決定主体
 - －政治家
 - －官僚
- × 政治家の目的＝再選・得票率の最大化
- × 官僚の目的＝既得権益の確保・予算（権益）の最大化
⇒政策の規範（公平・効率）からの乖離

政策決定過程の分散化

- × 財政学（公共経済学）の規範分析：政府は
 - ①「慈悲深く」＝効率・公平（社会厚生）を追求
 - ②一旦決めた政策にコミット＝事前最適を追及（＝ゲームの「先手」として振る舞い）
 - ③単一的意思決定主体として行動することが「仮定」
- × 単一的意思決定主体⇒
 - ①政府の予算制約（＝長期の財政収支）に責任
 - ②利用可能な全ての政策（税・支出）を調和＝政策の「最適化」⇒財政の持続可能性を確保
- × 現実の政府＝多様な利害当事者が介在

図 3. 2 : 公共政策のステイク・ホルダー (利害関係者)

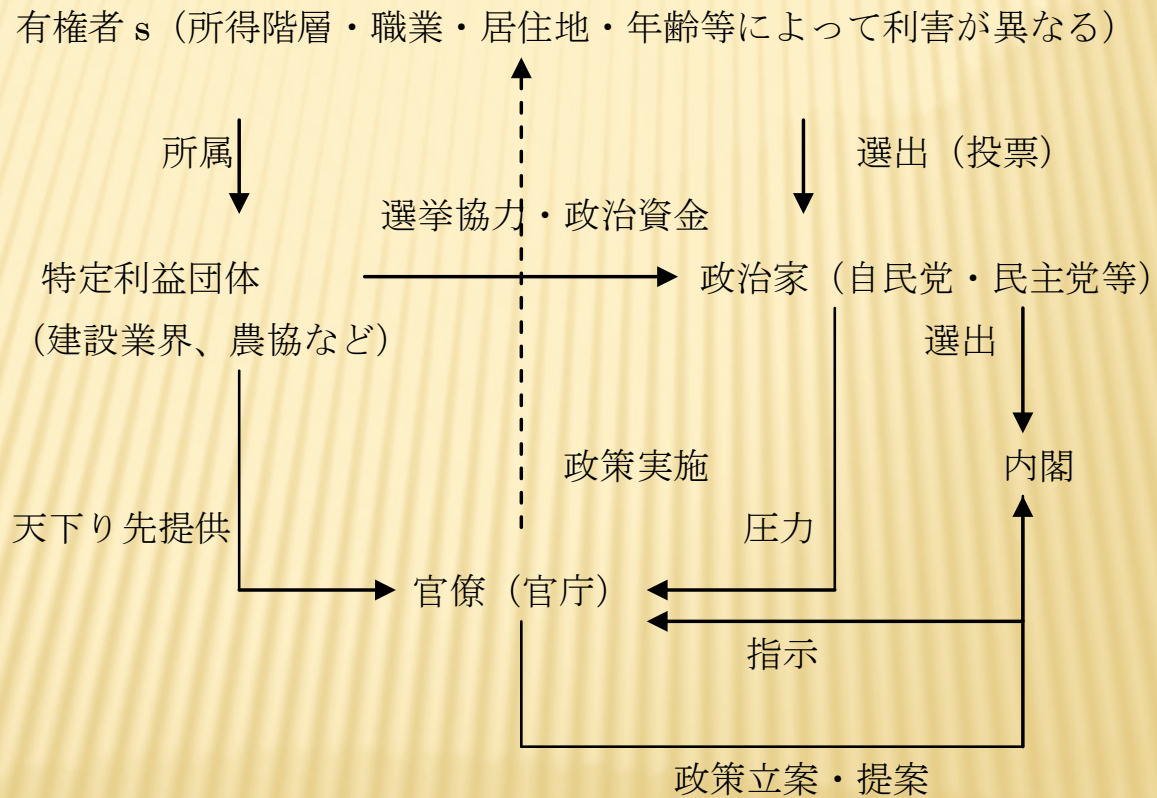


図 4. 4 : レント・シーキング

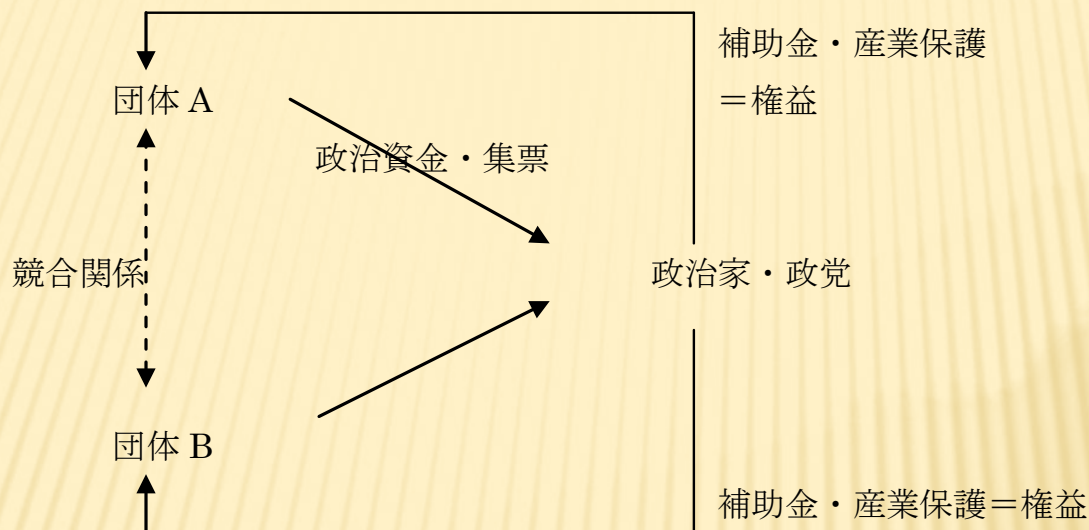


表 4. 6 : レント・シーキングと市場競争

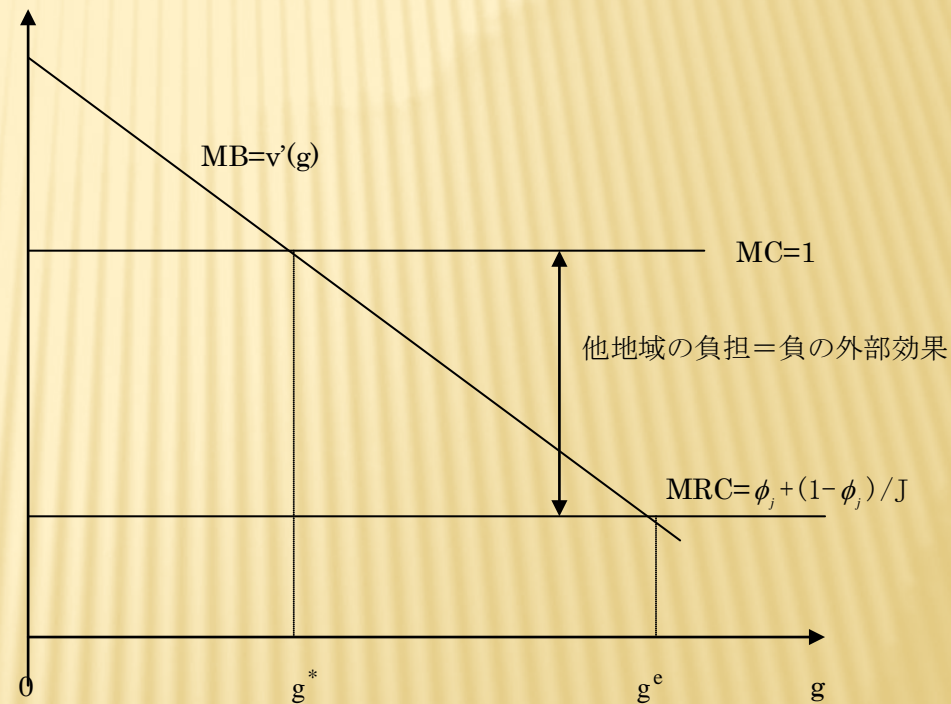
	レント・シーキング	市場競争
取引されるもの	権益（便宜）＝補助金・産業保護等	財貨・サービス
需要者	利益団体＝レント・シーカー	消費者
供給者	政治家・政党	企業
需要者の誘因	自己利益の増進	
競争の帰結	レントの争奪戦＝所得「移転」・たかり ⇒非効率性（＋不公平）	資源配分の効率化・経済成長

共有財源問題

- ✦ 中央レベルでの政策決定の分散化（政府「内」分権）
 - ⇒多様な利害当事者の中での「ゲームの均衡」として現実の政策（税、支出、補助金）が帰結
- 行政府内における政治的リーダーシップの欠如
- 立法府における政党内規律（政党内集権化）の欠如
 - ⇒各政治家が地元地域（選挙区）・支持団体の利益を国益よりも優先
- 「縦割り行政」＝省庁間での政策決定の分散
 - ⇒各ステイクホルダーによる自己利益の追求（「部分最適化」）

共有財源問題

- × 各議員が自身の選挙区・支持団体向けの補助金（公共事業補助金等）を要求・獲得⇒受益は限定される一方、負担は経済全体に及ぶ
- × 「共有地」としての国税（国の予算）⇒共有地への「タダ乗り」＝「共有地の悲劇」
- × 全てのステイクホルダー（政治家・省庁）が国の予算から補助金を捻出⇒財政の膨張
- × 今期の増税か財政赤字の拡大（将来の負担増）



チキンゲーム

- ✕ 各利害当事者は総論＝財政再建に賛成しても、各論反対＝自身の既得権益に固執
- ✓ 例：「増税の前に無駄な歳出の削減を」
- ✕ 財政再建への合意形成は困難 ⇒ 問題の先送り
- ポイント：分散的＝ボトムアップの政策形成
- ゲームの均衡解としての歳出 ⇒ コントロールが効かない

	当事者	既得権益に 固執	財政再建に 協力
B 当事者A			
既得権益に固執		現状＝均衡 ⇒先送り	
財政再建に協力			協調均衡



各論反対

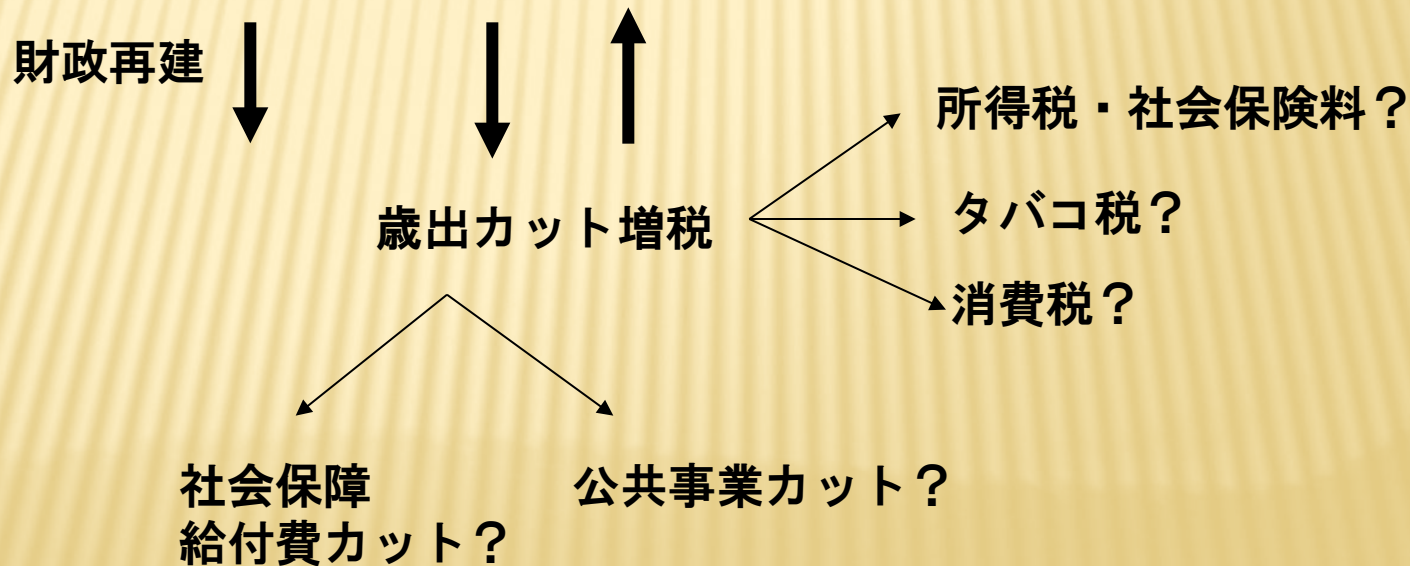


各論反対

総論賛成・各論反対

- ✦ 調整すべき財政変数（＝残余変数）は？

$$\Delta B - rB = g - t$$



参考：「只乗り問題」

- × 個人AとBが公共財（非競合的・排除不可能）を提供
- × 各人の公共財提供コスト（機会費用）=3
- × 一人が公共財を提供することで生み出される便益=2

⇒ AとBがともに公共財を提供すれば非競合性」の性質により公共財からの便益=2+2=4

		個人B	
		公共財提供を	
個人A		する	しない
公共財提供を	する	(Aの利得、Bの利得) = $(4-3, 4-3) = (1, 1)$	$(2-3, 2) = (-1, 2)$
	しない	$(2, 2-3) = (2, -1)$	$(0, 0) = \text{ナッシュ均衡}$